



種、クーポン券郵送料等の経費として1,827万1千円を増額します。なお、これに対応するためのシステム改修費等、先行して必要な経費については予備費等で対応します。

「10 款 教育費、2 項 小学校費、6 目 学校建設費、説明欄 1 既存施設改修工事」1,165万2千円は、当初予算に計上していた和泉小学校外トイレ等改修工事について、国庫補助金を活用するために平成30年度の補正予算に計上し、31年度に繰越をしたことから事業費を減額するものです。「3 項 中学校費、6 目 学校建設費、説明欄 1 既存施設改修工事」6,812万3千円も小学校費と同様の理由により減額するものです。

市 長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項3「狛江市商業振興プラン実施計画（案）について」の説明をお願いします。

部 長 本計画は、狛江市商業振興プランに掲げる基本理念実現のため、4つの基本方針に基づく商業振興施策を計画的・重点的に推進することを目的として定めるものです。

4ページ及び5ページでは、同プランを効果的に実行していくため、施策に指標及び目標値を設定しています。指標事業の選定に当たっては、様々な主体に対し波及効果が見込まれる事業を中心に選定しました。

6ページ以降は、第3章「狛江市商業振興プラン施策区分別実施計画」として、狛江市商業振興プランで示している取組の実施年度や事業主体を定めています。

市 長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項4「プレミアム付商品券の事業形態について」の説明をお願いします。

部 長 プレミアム付商品券事業については、当初市を実施主体とし、販売等を委託することを想定していましたが、関係機関と調整を重ねた結果、引換券の発送までは市で行い、その後の販売については商工会の補助事業として実施したいと考えています。

なお、補助事業であっても、国庫補助の対象となることについては既に確認済みです。

商品券の販売に当たっては、繁忙期には市役所等で販売し、その後は商工会や郵便局での販売を想定していますが、今後の調整により変更が生じる場合があるため、正式に決定次第、改めて庁議で報告します。

また、予算については第2回定例会初日での審議をお願いする予定です。

庁議後、商工会に対して正式に補助事業としての実施を依頼します。

市 長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項5「多摩南部成年後見センター構成5市による成年後見制度利用促進計画の策定について」の説明をお願いします。

部長 成年後見制度は、平成 12 年 4 月 1 日に介護保険制度とともに開始された認知症、知的障がい、精神障がい等により財産の管理や日常生活等に支障がある方を保護するための制度ですが、後見人による財産管理の側面が重視され、利用者がメリットを実感できる制度・運営となっていなかった等の理由により、十分に利用されていませんでした。

このような現状を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成 28 年 5 月に施行され、政府は、29 年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定し、市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定める努力義務が法律上課されました。

狛江市では、平成 15 年 7 月に当市のほか、調布市、日野市、多摩市及び稲城市で構成する一般社団法人多摩南部成年後見センターを設立し、センターで構成市の成年後見人、保佐人及び補助人並びに任意後見人の事務等を実施してきた経緯があるため、センター構成 5 市による成年後見制度利用促進計画を策定する予定です。

平成 31 年度中の策定に向けて、センターが事務局として作業を進めますが、センターには計画策定のノウハウがないため、各市へのヒアリング、計画の策定、印刷等の業務をコンサルタント事業者に委託します。

策定体制としては、5 人の委員から構成される計画策定外部委員会で審議をいただきますが、審議に当たっては、センター職員及び構成市の課長級職員を委員とする構成市策定委員会において事前調整を行います。

計画期間については、平成 32 年度から平成 35 年度までの第 1 期が 4 年間、第 2 期以降は 5 年間とします。

計画の構成は、先進市の成年後見利用促進計画の章立てを参考にして、構成市とセンターの現状の課題を踏まえた 5 市共通の施策を記載しますが、各施策の具体的な実施時期等は記載しません。

施策項目の具体的な実施時期、事業内容等については 5 市ごとに実施計画等を別途策定することとしており、狛江市では、平成 32 年度に狛江市第 4 次地域福祉計画の中間見直しを実施する予定であることから、その際に実施計画に相当する内容を地域福祉計画に反映させる予定です。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 パブリックコメントや市民説明会の実施主体はどこで、いただいた意見はどのように反映されるのですか。

部長 実施主体は各市で、構成市策定委員会に報告し、その後最終案が決定されます。

副市長 そのようであれば、構成市策定委員会の方が計画策定外部委員会よりも上

位に位置付けられるという理解でよろしいですか。

市長 構成市策定委員会が計画策定の決定機関で、外部委員会は意見を伺う機関ということですか。

部長 そのとおりです。

市長 他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。

次に報告事項1「初当選議員研修会における説明等について」を報告してください。

部長 市議会議員の改選に伴い、5月22日午前9時から初当選議員に対して研修会を開催します。研修会では各部30分の説明時間を確保しているため、所管事務の説明をお願いします。

また、別紙2「配付する計画」に○が付いている計画については、研修会資料として使用するため、5月10日までに議会事務局へ提出してください。なお、計画一覧に追加、修正等がある場合、同じく5月10日までに連絡をお願いします。

議会事務局では、計画のほか、各部の事務分掌を資料として準備します。

市長 本件について、質問等ありますか。

部長 説明者は、以前と同様に部課長でよろしいでしょうか。

部長 そのようにお願いします。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項2「平成30年度狛江市外部評価結果報告書について」を報告してください。

部長 平成30年度の外部評価委員会の提言に対する検討結果を市民に向けて分かりやすく報告するため、本報告書を作成しました。

内容は、これまでの外部評価に係る資料の文言を抜粋し、分かりやすい言葉に置き換えたものとなっています。

なお、作成に当たっては、評価対象事業の所管部署にも確認いただきました。

報告書の構成としては、1ページには対象事業の一覧を、2ページから6ページまでには事業ごとの目的・内容・取り巻く状況、委員会からの主な提言及びそれに対する主な市の対応等を、8ページ以降には委員会の概要を記載しています。

今後は、広報こまえ5月15日号及び市ホームページにおいて周知するとともに、町会・自治会での回覧や各公共施設で閲覧できるようにすることで、広く市民の目に留まるように工夫します。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項3「狛江市債権管理条例に基づく債権放棄について」を報告してください。

部長 狛江市債権管理条例第7条の規定に基づき、放課後クラブ利用者負担金債

権について、3月29日付けで債権放棄を行い、債務者数2人、期別件数2件、債権放棄額は2,040円となりました。

債権放棄の事由としては、私債権につき時効期間が経過したため、同条例第7条第1号の「当該市の私債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）」に該当すると判断し、債権放棄したものです。

債権放棄の状況については、同条例第8条の規定に基づき議会に報告します。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項4「庁舎内全面禁煙の実施について」を報告してください。

部長 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の施行に伴い、市役所は特定施設の第一種施設として位置付けられ、原則全面禁煙となります。

そのため、庁舎内は第一種施設に関する規定が施行される平成31年7月1日に合わせて全面禁煙とします。これに伴い、現在の庁舎1階喫煙所及び3階理事者控室ベランダ喫煙スペースは、平成31年6月28日閉庁後に閉鎖します。

屋外は従前の運用からの変更はありませんが、市民ひろばの喫煙スペースを除いて禁煙とします。庁舎敷地内において喫煙可能な場所はこのスペースのみとなりますが、職員が利用する場合は、望まない受動喫煙を防ぐことを目的とした法の趣旨を理解いただき、混雑時は利用を控える等の配慮をお願いします。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 庁舎以外の施設についてはどのように対応しますか。

部長 確認の上、改めて報告します。

市長 庁舎1階喫煙所の今後の取扱いはどうしますか。

部長 一度クリーニングを行います。匂いが完全には取れない可能性が高いため、倉庫等として使用することを考えています。

市長 引き続き、今後の方向性についての検討をお願いします。報告を了承とします。続いて報告事項5「狛江市若者生活実態調査集計報告書について」を報告してください。

参与 本調査は、住民基本台帳に登録されている満18歳から39歳までの市民から無作為に抽出した1,000人を対象とし、平成30年11月27日から12月14日までの期間に実施しました。送付した調査票1,000票のうち、263票を回収、回収率は26.3%です。

3ページ以降に調査結果を記載しており、現在の状況や対象者の日常生活について調査を行っています。

問 20 の外出頻度に関する質問は、内閣府が平成 27 年に実施した若者の生活に関する調査でのひきこもりに該当する項目です。選択肢 6 から 8 までの状態を「狭義のひきこもり」とし、選択肢 5 「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」の「準ひきこもり」と併せて「広義のひきこもり」とし、この状況が 6 箇月以上継続している場合を「ひきこもり」と定義しています。今回の調査では 8 人が「準ひきこもり」、2 人が「狭義のひきこもり」に該当しており、このうち「狭義のひきこもり」の 2 人が、問 22 の期間で 6 箇月未満と回答しています。国の定義による「狭義のひきこもり」には該当しませんが、ひきこもりの予備軍として捉えられるものと考えています。

次に、問 27 の悩みごとの有無の質問には 181 人・68.8%の方が「有る」と回答しており、問 29 では、そのうち 46 人・25.4%の方が誰かに相談していない又はする予定がないと回答しています。また、問 31 では、誰かに相談していない又はする予定がない 46 人のうち、「相談したい」又は「少しでも相談したい」と回答した方は併せて 20 人・43.5%であった一方、「あまり相談したいと思わない」又は「全く思わない」と回答した方は併せて 19 人・41.3%であることがわかりました。

次に、問 38 の若者のために必要な市の取組に関する質問に対しては、「お金の心配をすることなく学べる（進学・習い事）ように支援する」が最も多く 139 件・24.3%、次いで「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が 66 件・11.5%、「自由に過ごす場を増やす」が 64 件・11.2%となり、若者が市の取組に対してどのようなことを望むかを把握することができました。

他の項目も含め、今回のアンケートから、課題を抱える狛江市の若者の実態や市に期待すること等が見えてきたため、今後、適切に相談機関や支援につなげていくため、平成 30 年度に作成した狛江市若者支援ガイドを活用する等、市としての取組を進めるとともに、こまえ子育て応援プラン～狛江市子ども・子育て支援事業計画～子ども・若者編（狛江市子ども・若者計画）の改定を行う際の基礎資料として活用していきたいと考えています。

- 市 長 本件について、質問等ありますか。
- 部 長 アンケート回答の追加依頼は行っていますか。
- 参 与 期間終了後、お礼状という形で依頼をしています。
- 市 長 報告を了承とします。続いて報告事項 6 「平成 30 年度使用済小型家電イベント実験回収結果について」を報告してください。
- 部 長 平成 30 年度は、29 年度と比較して、参加者数は 288 人・約 16.5%の増、回収量は 2,273 kg・約 11.7%の増となりました。

周知方法は広報こまえ、こま eco 通信、市ホームページ、ツイッター、ポスター、チラシのほか、粗大ごみ受付時に直接案内を行っています。

アンケート回収総数は 2,037 枚、回収量は 21,732 kg で、内訳は対象 2 品目が 810kg、2 品目以外が 20,922kg でした。

品目別の資源化量は、金属類が 11,464kg、プラスチック類が 7,756kg で、全体の資源化量は 19,220kg、資源化率は 91.87% でした。

参加者は 2,037 人で、会場である市役所に近い地域の住民が多く参加する傾向にありました。参加者の年齢については、今回も 10 歳代から 80 歳代まで幅広く、年齢層別では、40 歳代が 475 人・23.5%、50 歳代が 467 人・23.1%、60 歳代が 390 人・19.3% となり、平成 29 年度とほぼ同様の結果でした。

実験回収を知った媒体については、広報こまえが 43.5%、市ホームページが 17.7%、こま eco 通信が 12.4% となり、これらの媒体が市民に対しての周知方法として有効であると考えられるため、今後ごみ施策の普及・啓発に活用していきます。

回収した使用済小型家電のうち、対象 2 品目の合計数量は 570 台・810.9 kg です。内訳はノート型パソコンが 322 台・784.4 kg、携帯電話が 248 台・26.5 kg です。

2 品目以外の調査結果について、合計数量は 4,080 台・20,922kg です。主な品目は、掃除機が 330 台、扇風機が 317 台、プリンターが 315 台となり、順位は多少前後するものの平成 29 年度とほぼ同じ内容となりました。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 平成 30 年度狛江市外部評価結果報告書に記載されているように、回収された資源がどのように活用されるか、また、ごみ減量のコストがどのように削減されたか等、市民の立場に立った説明をお願いします。

市 長 今回の結果に対する評価についても実施するようにしてください。報告を了承とします。続いて報告事項 7 「平成 30 年度決算審査の日程について」を報告してください。

部 長 7 月 11 日、12 日、17 日、18 日、19 日の 5 日間で審査を実施し、7 月 22 日を予備日とします。

各課の受審順序について、公務の都合により日程を変更したい場合は各部署で調整し、事前に監査委員事務局へ連絡をお願いします。

また、決算審査の講評を 8 月 19 日午前 9 時から特別会議室で実施する予定のため、市長、副市長、教育長、会計管理者、各部長、議会事務局長及び財政課長は出席をお願いします。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 選挙管理委員会の受審日が参議院議員選挙の直前のようなので、必要に応

じて調整をお願いします。

市長 報告を了承とします。

その他お知らせはありますか。

部長 野川地域センター改修に伴う休館期間等についてです。

野川地域センターについては、外壁、空調、照明、クロスの張り替え等の改修工事を行う予定としていることから、8月1日から令和2年1月31日まで休館となります。工事期間中は図書室も使用できなくなるため、図書の返却は、中央図書館、西河原公民館図書室及びその他地域センター図書室で行います。休館に当たっては、野川地域センター運営協議会に対して情報提供し、運営協議会の協力のもと事務局を通じて利用者等への周知を行っていきたいと考えています。また、広報こまえ5月1日号及び市ホームページでの周知、地域センター及び地区センターへのポスター掲示を併せて行います。

市長 その他何かありますか。

部長 狛江・多摩川花火大会についてです。

8月7日に実施する花火大会の正式名称について、4月1日の新元号発表後、「令和元年 狛江・多摩川花火大会」に決定しました。なお、市民に対しては、広報こまえ5月1日号において協賛金品の募集とともにお知らせします。

協賛金品の募集は、平成30年度に引き続いての募集となることから、厳しい状況が予想されます。そのため、各部署等で行われる市民等が出席される会議・実行委員会等においては、協賛金品の募集要領等の配布に協力をお願いします。

部長 平成27年度の花火大会の名称には市民という言葉が入っていたと記憶しています。市民のための花火大会であることをよりアピールすべきだと思いますので、実行委員会にはそのような意見があった旨をお伝えください。

部長 こまエコまつり等イベントでもお知らせするよう協力します。

市長 先日の桜まつりでも募金が10万円以上集まったので、市民の関心は高いと思います。有料席の販売はいつからか決まっていますか。

部長 前回同様、6月中旬から下旬にかけての販売を想定しています。

市長 その他何かありますか。

部長 第41回多摩川統一清掃の実施結果についてです。

本事業を4月13日に実施し、2,063人に参加いただき、可燃ごみや不燃ごみ等440kgのごみを回収しました。

また、平成30年度に引き続き多摩川の生きものブースを最終集合場所に設けました。本ブースでは、多摩川の生物多様性について理解を深めてもらうため、水辺の楽校の活動報告パネルや生きもの図鑑、市の事業紹介、魚や



エビ等の生きものを入れた水槽を展示しました。

市 長            その他何かありますか。

部 長            第 93 回花とみどりの即売会についてです。

花とみどりの即売会は、市内緑化を図ることを目的に、毎年春・秋の年 2 回、花き・植木類の展示及び販売を実施しています。

例年、春の即売会は土曜日と日曜日に実施してきましたが、今回は市議会議員選挙や大型連休との兼ね合いから、市民ひろばにおいて 4 月 26 日及び 27 日の午前 9 時から午後 4 時までとします。

市 長            その他何かありますか。

部 長            多摩川衛生組合での可燃ごみとし尿の受入れについてです。

多摩川衛生組合では、小金井市からの可燃ごみ及び三鷹市からのし尿を 4 月 1 日から受け入れています。

小金井市の可燃ごみの受入れについては、日野市、国分寺市、小金井市で構成される浅川清流環境組合の中間処理施設及びごみ焼却炉が 12 月に完成する予定であることから、平成 31 年度で終了する予定です。

三鷹市のし尿処理について、三鷹市では、市民センター内にし尿投入施設を設置していましたが、立体駐車場整備のため、平成 28 年度をもって稼働を停止しました。その後、平成 29 年度からは調布市の支援により、調布市クリーンセンター内の投入施設を暫定的に借用して処理を行っていました。しかし、調布市クリーンセンターが平成 31 年 3 月 31 日をもって稼働停止となり、旧二枚橋ごみ焼却場跡地へ移転することに伴い、三鷹市長から多摩川衛生組合管理者である稲城市長宛てにし尿処理の支援についての依頼がありました。

これに基づき、稲城市長、府中市長、国立市長、狛江市長の多摩川衛生組合正副管理者で協議を重ねた結果、4 月から 1 年間、三鷹市のし尿処理を支援することを決定しました。

市 長            他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、5 月 7 日午前 9 時から開催します。